

令和4年度健全化判断比率及び資金不足比率について

和泊町は全ての比率において早期健全化

(経営健全化) 基準をクリアしています

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項及び第22条第1項の規定により,健全化判断比率及び資金不足比率について次のとおり公表します。

○健全化判断比率

(単位:%)

項目	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
和泊町	—	—	16.4	35.5
早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率は赤字額がないため、「—」を記載した。

○資金不足比率

(単位:%)

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20%
下水道事業特別会計	—	
農業集落排水事業特別会計	—	

※資金不足比率がないため「—」を記載した。